

平成 23 年度京都市職員上級Ⅱ採用試験を次のとおり実施します。

平成 23 年 5 月 18 日

京都市人事委員会 彦惣 弘

(以下別紙のとおり)

1 職種，採用予定者数，採用予定日及び職務内容

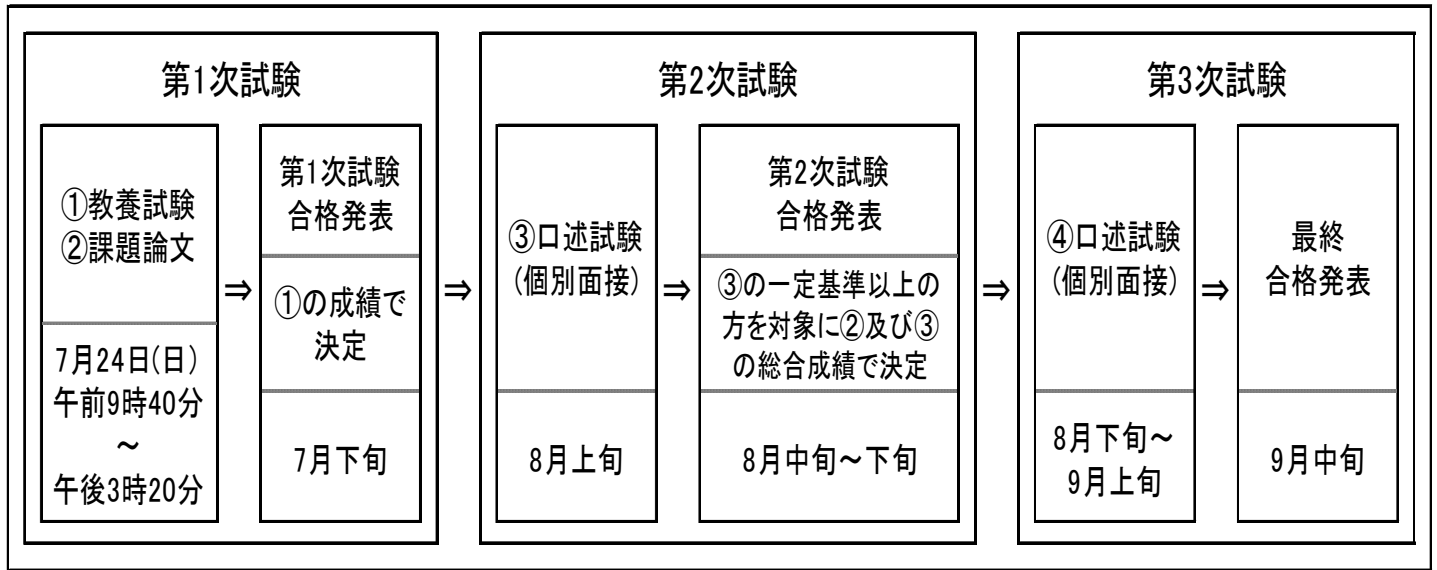
職種	採用予定者数	職務内容
一般事務職 (行政)	若干名	市役所，区役所，事業所等や交通局，上下水道局，教育委員会事務局等で一般行政事務に従事します。

- * 採用予定日は平成 24 年 4 月 1 日です。
- * 若干名とは，1～3 名を意味します。
- * 採用予定者数については，事業計画等により変更することがあります。

2 受験資格

年齢要件	昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた方
学歴要件	次のいずれかに該当する方 ○ 学校教育法による大学院の修士課程又は専門職大学院を，修了又は修了見込みの方 ○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法による独立行政法人大学評価・学位授与機構から修士学位を授与された方又は授与される見込みの方（旧国立学校設置法による大学評価・学位授与機構から修士の学位を授与された方を含む） ※ 大学院における専攻内容等による制約はありません。
その他の要件	○ 国籍は問いませんが，日本国籍を有しない方については，法令により永住が認められている方又は平成 24 年 3 月 31 日までに認められる見込みの方とします。 ※ 「法令により永住が認められる方」とは，「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。 ○ 地方公務員法第 16 条に該当する方は受験することができません。

3 試験の方法及び内容



ア 申込時に提出していただくエントリーシートは、第2次試験以降の面接資料として活用します。

イ 課題論文は、第1次試験日に実施しますが、評価は第2次試験で行います。

ウ 第1次試験の合格発表では、合格者にのみ第2次試験の案内を送付します。

エ 第2次試験では、口述試験の一定基準以上の方について課題論文を採点し、口述試験と課題論文の総合成績により第2次試験の合否を決定します。

オ 第2次試験において、いずれかの試験が一定の基準に達しない場合は、他の試験の成績にかかわらず不合格となります。

カ 第2次試験合格後、身体に係る健康調査を行います。

キ 第2次試験、第3次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません（リセット方式）。

ク 試験の途中段階で、欠席又は棄権をされた場合は、それ以降の試験は受験できません。

ケ 表中の日程は変更となる場合があります。

4 出題分野等

(1) 教養試験（択一式 30問全問解答）＜大学卒業程度＞

- 試験時間 1時間30分
- 出題分野 文章理解，判断推理，数的推理，資料解釈等の一般知能
人文科学，社会科学，時事問題等の一般知識

(2) 課題論文

- 試験時間 2時間30分
- 出題内容 2000字以内で，提示する資料等を活用して論理を展開する論文です。
- ※ 以上の試験は，すべて活字印刷文により出題します。
- ※ 教養試験の例題及び過去に出題した課題論文の課題を当人事委員会事務局のホームページに掲載していますので御参照ください。

5 合格発表及び試験成績開示について

(1) 合格発表は，市役所の掲示場（河原町御池北西角）に発表の日から2週間掲示します。なお，当人事委員会事務局のホームページでも掲載します。第2次試験及び第3次試験では，受験者全員に合否を文書で通知します。電話での合否の照会には応じられません。

(2) 試験不合格の方で，試験成績の開示を希望される方は，**あて先，試験区分，職種，受験番号**を明記した長3号の返信用封筒（80円切手貼付）を合格発表日から9月30日（金）までに，当人事委員会事務局へ提出してください（総合順位をお知らせします）。発送は10月中に行います。なお，返信用封筒を郵送で提出される場合は，送付用の封筒に「試験成績開示請求」と明記してください。

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は，採用候補者名簿（原則として1年）に登載され，任命権者（市

長、公営企業管理者交通局長、公営企業管理者上下水道局長、教育委員会）からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。
なお、近年、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。

(2) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。また、最終合格後に提出していただく身体検査票等によって、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

(3) 最終合格決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。

(4) 採用予定日は、平成 24 年 4 月 1 日です。

(5) 日本国籍を有しない方で「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を取得見込みの方は、平成 24 年 3 月 31 日までにその取得ができない場合には採用されません。

(6) 必要とされる学位の修了見込み又は授与見込みの方は、平成 24 年 3 月 31 日までに修了できなかった又は授与されなかった場合には採用されません。

7 給与 206,910円

* この表は、平成 23 年 4 月 1 日現在の初任給（地域手当含む。）について示したものです。

* 職歴等のある方については、その職歴に応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。

* 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス（期末手当と勤勉手当の合計額）などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。平成 22 年度のボーナス支給実績は、年間 3.95 箇月分です。

* これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準等に基づいて変動することがあります。

* 本市では、「京都市職員の給与の額の特例に関する条例」に基づき、基本給の部分について平成 21 年 12 月から平成 23 年 12 月までの間、1.8%減額しています。

* 勤務内容、勤務条件及び給与等は、任命権者によって異なる場合があります。

8 受験申込みの手続

(1) 郵送による申込み

提出書類		<ul style="list-style-type: none"> ○ 申込書（写真貼付） ○ エントリーシート ○ 受験票返信用の長 3 号の封筒（80 円切手貼付，あて先明記） <p>※ 提出書類に不備がある場合は，受け付けできません。</p>
申込手続	申込方法	必要事項を記入した上記 3 点を封筒に入れ，簡易書留で送付してください。その際，封筒の表に「受験書類在中」と赤字で書いてください。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル 6 階
	申込期間	6 月 10 日（金）～ 7 月 1 日（金）【消印有効】
受験票の交付		<p>受験票は 7 月 13 日（水）に投函する予定です。</p> <p>なお，試験の 4 日前までに受験票が到着しない場合には，当人事委員会事務局任用課へ照会してください。</p>

(2) インターネットによる申込み

申込手続	申込方法	京都市人事委員会事務局ホームページから，「インターネット申込み」にアクセスして，詳しい手続を確認してから申し込んでください。
	申込期間	6 月 10 日（金）～ 6 月 28 日（火）【最終日午後 5 時受信分まで】 申込みをされてから 5 日以内に申請受理メールを送付します。そのメールが届かない場合は，当人事委員会事務局任用課へ照会してください。

受験票 の交付	<p>受験票がダウンロード可能となったことを通知する電子メールを送付します。そのメールが7月15日（金）までに届かない場合には、当人事委員会事務局任用課へ照会してください。</p> <p>メールが到着した後、受験票をダウンロードしてプリントアウトし、「写真票・署名票」に写真を貼り、署名をしてください。点線に沿って「受験票」と「写真票・署名票」を切り離し、試験当日どちらも持参してください。</p>
------------	---

- * 身体に障害のある方で、試験当日に車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、申込みの際に、必ずその旨を申し出てください。
- * 申込書及びエントリーシートに記載の個人情報は、採用試験の目的以外に使用することはありません。
- * 提出された書類は返却いたしません。

9 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ① 市民の権利や自由を一方向的に制限することとなる業務
- ② 市民に対し一方向的に義務や負担を課すこととなる業務
- ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- ④ その他公権力の行使に該当する業務

(行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど)

≪ 「公権力の行使」に該当する業務の具体例 ≫

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、

①ラインの課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「**公務員に関する基本原則**」に反しない範囲において昇任が可能です。

上記の詳細については、「京都市外国籍職員の任用に関する要綱」等に定められています。

10 試験会場

長浜バイオ大学京都 CAMPUS 烏丸学舎（旧関西文理学院）

※ 必ず公共交通機関でお越しください。

（自動車、自転車等の乗り入れは禁止します。）

（人事委員会事務局任用課）